

平成22年6月18日

関係 各位

庄内地区まちづくり協議会
議長 釘村 美千也

「庄内地区まちづくり協議会」設立総会の書面審議について（お願い）

梅雨の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

本年度、市内6地区において『まちづくり協議会』が設置されることになりました。わたしたちの庄内地区においても新しいまちづくりを目指し、3月24日に設立宣言式を実施したところです。

さて、協議会の本格的な運営に先立ち、設立総会の開催を計画していましたが、ご存知のとおり、県内で発生している口蹄疫は、終息の兆しが見えず、本市でも発生するという非常に緊迫した状況になってまいりました。この事態を受けて、協議会の設立総会を中止し、総会で諮りすることとしていました議案について、書面による審議を実施することとしました。別添資料のとおり送付いたしますので、御多忙中恐れ入りますが、6月28日（月）までに書面審議用紙をご返送くださいますようお願いいたします。

連絡先

庄内地区公民館内 庄内地区まちづくり協議会

TEL 0986-37-0888

Fax 0986-37-2728

担当：大久保

庄内地区まちづくり協議会設立総会書面審議

議 事

議案第1号 規約（案）について

議案第2号 役員選出（案）について

議案第3号 平成22年度事業計画（案）について

議案第4号 平成22年度収支予算（案）について

議案第5号 委員公募について（7月15日に各戸配布予定）

議案第6号 城山公園管理委託について

※ ご審議いただきます、議案第1号～第6号については、6月7日（月）に庄内地区公民館において役員会を開催し議長、副議長、各専門部会の部長・副部長及び自治公民館連絡協議会役員に承認を得たものです。

【議案第1号】

庄内地区まちづくり協議会規約(案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、庄内地区まちづくり協議会(以下「協議会」という)と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、都城市庄内地区公民館(以下「地区公民館」という)内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地区公民館を中心とした地域社会(以下「地区」という)を活動の対象範囲とし、地区内の各種団体の連携強化を図り、地区住民の総意に基づき、協働して自主的、主体的に地域活動を展開し、住みよい地域社会の構築を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議し、必要な施策を推進する。

- (1) 地区の総合的施策に関する事項
- (2) 地区内の各種団体の事業活動に関する事項
- (3) 地区の広報宣伝に関する事項
- (4) 地区「まちづくり」のためのイベント等施策に関する事項
- (5) 市の行政施策に対する支援・協力・要望に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(組織)

第5条 協議会は、地区住民及び地区内の各種団体等(以下「地区住民」という。)をもって構成する。

2 前項の各種団体等及びその代議員数は、別に規程で定める。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 5名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名

(選任)

第7条 会長、副会長及び監事は、総会において組織の中から選出する。

2 部会長は、各専門部会において選出する。

3 事務局長は会長が委嘱する。

(職務)

第8条 役員の所掌任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会を総括する。また、部会員の意見等を集約し、運営委員会に提議するとともに、運営委員会の審議内容等を部会に報告する。
- (4) 事務局長は、事務を総括する。
- (5) 監事は、協議会の事業および会計を監査し、その結果を総会に報告する。報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期終了後、初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 任期中の役員に欠員が生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、前項による役員を補充するときは、運営委員会で承認を受け、総会にこの旨を報告しなければならない。
- 5 運営委員及び代議員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 6 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(報酬等)

第10条 役員には、活動費を支給する。役員活動費については、別に規程で定める。

(顧問)

- 第11条 協議会に若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、総会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の要請により会議に出席して、意見を述べることができる。
 - 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(会議の種類)

第12条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、運営委員会及び各専門部会とする。

(会議の招集・構成)

- 第13条 定期総会・役員会・運営委員会は、会長が招集し、専門部会は部会長が招集する。
- 2 定期総会は、年1回とし、毎年4月末日までに招集する。
 - 3 臨時総会については、代議員の3分の1以上のものから書面による要求があったとき、または運営委員会において必要と認めるときに、会長が招集する。また、第8条第1項第5号の規定によるときは、監事が招集する。
 - 4 役員会は、会長、副会長、事務局長で構成し、本協議会の企画提案にあたる。
 - 5 運営委員会は、会長、副会長、部会長、事務局長で構成し、原則として2月に1回会長が招集する。

(会議の議長)

第14条 総会にあつては、出席代議員の中より選出された者、運営委員会にあつては会長が、部会にあつては部会長がそれぞれ議長となる。

(情報の公開)

- 第15条 協議会の会議・会議録等については、原則として公開とする。
- 2 協議会は、地区住民から会計帳簿等、協議会の運営に関する書類の閲覧請求があったときは、これに応じなければならない。

(報告)

第16条 協議会は、毎年度の総会において、第18条第1項各号の事項について議決があったときは、地区住民に公表する。

第3章 総会

(総会)

- 第17条 総会は、代議員の過半数の出席及び委任状提出をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を要する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、協議会の役員、事務局員及び第5条第1項に定める各種団体等から選出された代議員をもって構成する。

(総会の協議事項)

第18条 総会では、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画・事業報告に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 規約の変更等に関する事項

- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関し、必要と認められる事項
- (6) 解散に関する事項

第4章 運営委員会

(運営委員会の任務)

第19条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画の策定に関する事項
- (2) 予算・決算の作成に関する事項
- (3) 規約及び規程の制定または改廃に関する事項
- (4) 部会報告の審議に関する事項
- (5) 行政当局との案件に対する各種事項の処理に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 専門部会活動に対する指導・助言に関する事項
- (8) 顧問に関する事項
- (9) その他、会長が必要と認める事項

第5章 専門部会

(専門部会の設置)

第20条 協議会の事業を推進するために次の専門部会を置く。なお、活動内容は、別表に定めるとおりとし、地域の振興および地域課題の解決に向けて、他の専門部会および各種団体等との連携に努め、事業を主体的に計画、実施する。

- (1) 自治公民館活動部会
- (2) 地域づくり部会
- (3) 教育文化活動部会
- (4) 健康福祉部会
- (5) 環境整備部会

2 専門部会を構成する団体は、別途規程に定めるとおりとし、いずれかの部会に所属するものとする。

3 各専門部会に、部会長1名及び副部会長若干名、幹事若干名を置き、当該専門部会の互選により選出する。

4 各部に幹事会を設けることができる。各部の幹事会は、部会長、副部会長、幹事をもって構成する。専門部会・幹事会は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。部会長に事故あるときは、副部会長がこれを代行する。

5 部会の書記は各々の部会で選出するものとし、議事録を事務局に提出する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第21条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された財産
- ② 委託料
- ③ 交付金
- ④ 補助金
- ⑤ 寄附金
- ⑥ 基金
- ⑦ その他の収入
- ⑧ 地区公民館使用料(指定管理者等になった場合)

(資産の管理)

第22条 協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、会長が運営委員会の承認を経て別に定める。

(支出)

第23条 協議会の支出は、総会で議決された予算に基づき行なう。

(事業計画及び予算の軽微な変更)

第24条 事業計画及び予算の軽微な変更は、運営委員会の承認を経て行うことができる。この場合においては、会長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第25条 会長は、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、運営委員会の承認を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第26条 この協議会の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第27条 この協議会の決算において、剰余金を生じたときは、次年度事業に繰り越すものとする。

(会計年度)

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

7章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 この規約を変更しようとするときは、総会出席者の3分の2以上の同意を要するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第30条 協議会の事務を処理するために、協議会に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及び事務局員若干名を置く。また、事務局員には、行政職員をおくことができる。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の承認を経て別に決める。

(例:専決及び代決事項、職員の給与その他待遇に関する必要な事項)

(事務局の任務)

第31条 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) まちづくり協議会全体の事業計画の立案に関する事
- (2) 予算・決算・実績報告及び会計事務に関する事
- (3) 協議会の運営に関する事
- (4) 専門部会間の事業活動の総合調整に関する事
- (5) 各専門部会活動の指導・助言に関する事
- (6) 行政機関・その他関係団体との連絡調整に関する事
- (7) 総会・役員会・運営委員会の書記に関する事
- (8) 他の部門に属さない事項の提議及び整理・処理に関する事

第9章 広報委員会

(広報委員会)

第32条 協議会の広報を処理するために、協議会に広報委員会を設置する。

2 広報委員会には、委員長1名及び委員若干名を置く。なお、委員長・委員は、他の専門部会と兼務することができる。

3 広報委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、会長が運営委員会の承認を経て別に決める。

(広報委員会の任務)

第33条 広報委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) まちづくり協議会全体の広報に関する事
- (2) 「まちづくり協議会だより」の発行

第 10 章 雑則

(雑則)

第 34 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項については、別に規程で定める。

附則

この規約は、平成22年6月30日から施行する。

別表(第20条第1項関係)

専門部会名	「活動」及び「運営」の基準
1 自治公民館活動部会	自治公民館活動の推進の役割 (内容) ・自治公民館相互の連携・情報交換 ・行政との連携・情報交換 ・地区行事の推進
2 地域づくり部会	地域・産業振興など地域活性化の役割 (内容) ・地域振興に関する事業 ・産業振興に関する事業 ・観光振興に関する事業
3 教育文化活動部会	明日の庄内を支える人づくりと歴史・文化の薫るまちづくりを目指す (内容) ①地域の教育力の向上 ・生涯学習の拠点づくりを行い、地域交流・世代間交流を促進する ・地域の教育力の学校への活用を促進する ・青少年を守り育てる地域づくりを促進する ②スポーツ人口の拡大と競技力の向上 ・継続してスポーツに親しむ環境づくりを促進する ・スポーツクラブの育成と競技力の向上を図る ③歴史・文化の振興と次世代への継承 ・歴史と文化遺産の保存・活用を図る ・文化団体や文化活動者の育成を図る
4 健康福祉部会	健康・福祉施設、関係団体の連携による高齢者・障がい者福祉、子育て支援、健康づくり等、地域福祉事業の推進の役割 (内容) ・高齢者、認知症、障がい者、一人暮らし世帯の見守り支援 ・生きがいサロンづくり ・学童保育等を中心とする子育て支援 ・子育ての支援 ・健康づくりの推進 ・この他、健康福祉ネットワーク、地域福祉の推進に関する事業
5 環境整備部会	環境美化清掃、リサイクルの推進など環境整備の役割 (内容) ・環境美化・一斉清掃の推進 ・ごみ減量・リサイクルの推進 ・環境保全 防犯・防災、交通安全、見守りパトロールなど住民の安全・安心な確保の役割 (内容) ・自主防災・防火・防犯の推進 ・交通安全の推進 ・安心安全な地域づくりの推進 ・子ども安全パトロールの推進 ・環境保全の推進

庄内地区まちづくり協議会運営規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内地区まちづくり協議会規約(以下「規約」という。)第34条の規定に基づき、会の運営に必要な事項を次のとおり定めるものとする。

(各種団体等)

第2条 規約第5条第2項に規定する各種団体等及びその代議員数は、別表1のとおりとする。

(報酬)

第3条 規約第10条に規定する役員の活動費は、会長 30,000 円、副会長 20,000 円、部会長 20,000 円、事務局長 20,000 円、監事 2,000 円とする。

(専門部会)

第4条 規約第20条第2項に規定する専門部会の構成員は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、平成22年6月30日より施行する。

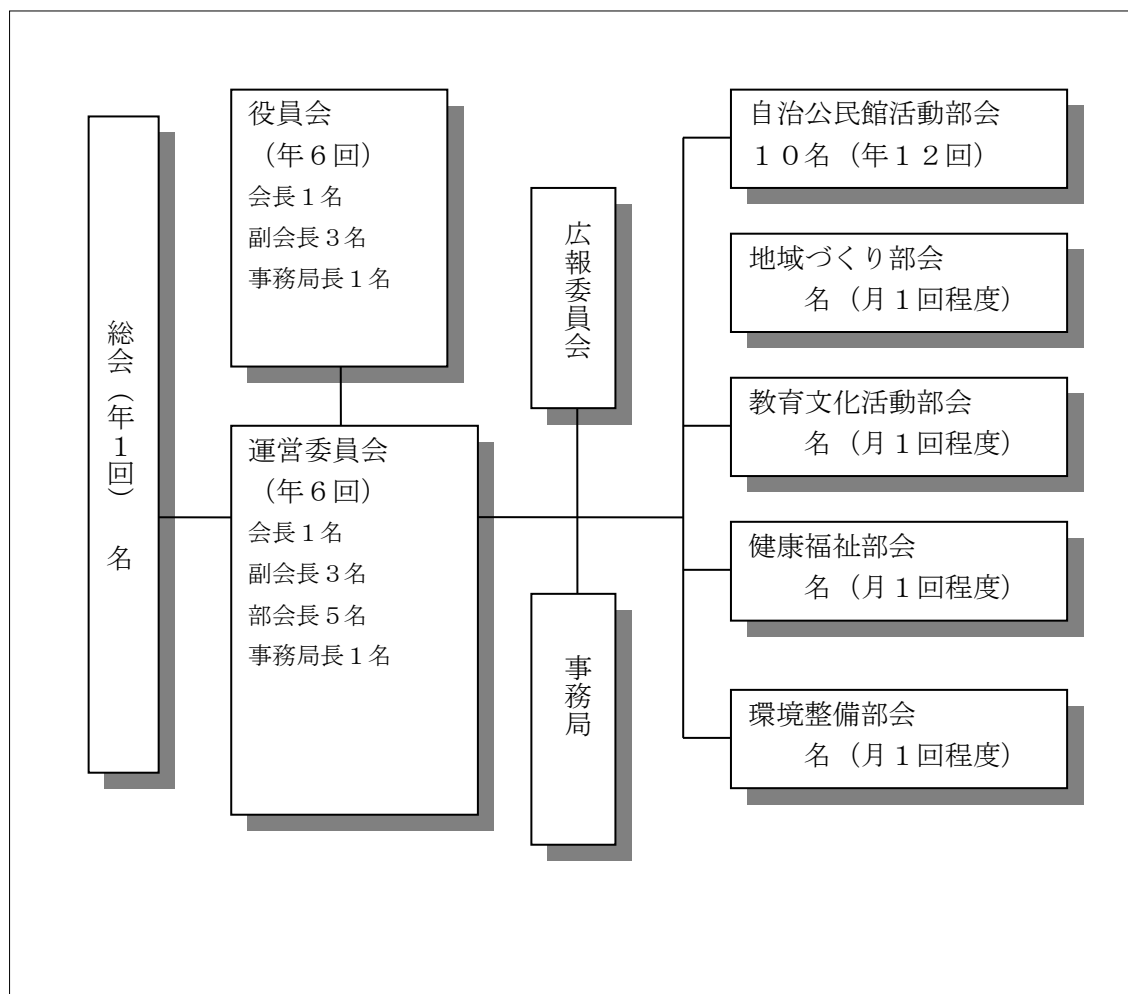
別表1（第2条関係）

団体等名	代議員数
自治公民館連絡協議会	10名
壮年団体連絡協議会	2名
高齢者クラブ連絡協議会	2名
庄内中PTA	1名
庄内小PTA	1名
乙房小PTA	1名
菓子野小PTA	1名
青少年育成協議会	2名
民生委員児童委員協議会	4名
体育協会	2名
交通安全協会庄内支部	3名
ボランティア連絡協議会	2名
庄内地区社会福祉協議会	3名
庄内商工会	2名
食改善推進協議会	2名
都城消防団第7分団	3名
JA都城庄内支所	2名
民俗芸能保存会	2名
社会福祉団体	2名
庄内土地改良区	2名
公募によるもの	10名

別表2（第4条関係）

部会名	構成団体および構成員
1 自治公民館活動部会	自治公民館
2 地域づくり部会	自治公民館選出役員、公募による者 壮年連協、庄内商工会、JA、その他関連団体の代表者
3 教育文化活動部会	自治公民館選出役員、公募による者、 小中学校のPTA役員、保育園・幼稚園の代表者、児童委員、 民俗芸能保存連合会、青少年育成協議会、体育協会、子ども 会、その他関連団体の代表者
4 健康福祉部会	自治公民館選出役員、公募による者 民生委員児童委員、小中学校のPTA役員、保育園・幼稚園の 代表者、福祉施設の代表者、民俗芸能保存連合会、青少年 育成協議会、体育協会、子ども会、その他関連団体の代表者
5 環境整備部会	自治公民館選出役員、公募による者 交通安全協会庄内支部、消防第7分団 環境監視員、庄内土地改良区、関連団体の代表者

イメージ図



22年度 役員

役 職	氏 名
会 長	釘村 美千也
副会長	福村 修
〃	馬籠 英男
〃	今ヶ倉 毅
監 事	田川 豊
〃	萩原 忠子
事務局長	朝倉 脩二
自治公民館活動部会長	釘村 美千也
〃 副部会長	今ヶ倉 毅
地域づくり部会長	福田 定見
〃 副部会長	黒木 優一
教育文化活動部会長	大川原 紀美生
〃 副部会長	今村 壮二
健康福祉部会長	大河原 弘子
〃 副部会長	坂元 實雄
環境整備部会長	徳丸 義彦
〃 副部会長	大河原 康夫

平成22年度 庄内地区まちづくり協議会事業計画(案)

月	役員会	運営委員会	自治公民館活動部会	地域づくり部会	教育文化活動部会	健康福祉部会	環境整備部会
4							
5							
6							
7	役員会議	運営会議	部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
8			部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
9	役員会議	運営会議	部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
10			部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
11	役員会議	運営会議	部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
12			部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
1	役員会議	運営会議	部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
2			部会議	部会議	部会議	部会議	部会議
3	役員会議	運営会議	部会議	部会議	部会議	部会議	部会議

◎ 城山公園管理委託業務

【議案第4号】

平成22年度 庄内地区まちづくり協議会収支予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

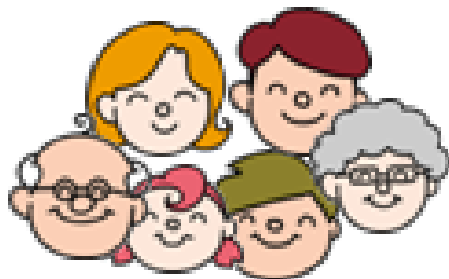
費 目	前年度決算額	本年度予算額	説 明
繰越金			
交付金		1,500,000	都城市我がまち交付金
委託料		1,166,550	城山公園整備委託料
雑収入			
合計		2,666,550	

【支出の部】

(単位:円)

費 目	前年度決算額	本年度予算額	説 明
役員報酬		194,000	会長 30,000 × 1名 = 30,000円
			副会長 20,000 × 3名 = 60,000円
			部会長 20,000 × 4名 = 80,000円
			事務局長 20,000 × 1名 = 20,000円
			監事 2,000 × 2名 = 4,000円
作業報酬		900,000	城山公園管理費(作業報酬・燃料代等)
事業費		700,000	
研修費		250,000	
旅費		285,000	役員会 5名 × 500円 × 5回 部会議 55名 × 500円 × 9回 運営委員会 10名 × 500円 × 5回
事務局費		150,000	用紙等消耗品・地区公民館使用料(冷暖房費)
印刷製本費		30,000	会議資料印刷代
通信運搬費		30,000	郵便料金
予備費		127,550	
合計		2,666,550	

庄内地区にお住まいの皆さまへ



庄内地区まちづくり協議会
会長 釘村 美千也

庄内地区まちづくり協議会に 参加しませんか？

都城市では、地域の資源や人材などを活用した「市民が主体のまちづくり」を進めるため、市内15地区に「地域のことは地域で考え、地域で解決する」ための住民自治組織「まちづくり協議会」の設立を目指しています。

ここ庄内地区では、平成18年度から自治公民館長や壮年連協、学校・PTA関係者、民生委員・児童委員などの人たちが、まちづくり協議会の設置に向けた検討会議を積み重ねてきました。そして、今年3月に他地区に先がけて「庄内地区まちづくり協議会」設立宣言式を行い、いよいよ今年度から活動がスタートします。

そこで、地域の皆さんのご意見を幅広く取り入れ、庄内地区まちづくり協議会の組織や事業概要を確立するため、下記のとおり新たに委員を募集しますので、庄内地区のまちづくりに関心のある方はふるってご応募くださいますようお願い申し上げます。

※ 協議会は、5 専門部会（自治公民館活動部会・地域づくり部会・教育文化活動部会・健康福祉部会・環境整備部会）に分かれています。公募の方もそれぞれ希望の専門部会に入り、庄内地区の新しいまちづくりについて協議していただきます。各部会からは、毎回活発な意見が出されてきましたが、事業開始年度である今年度より、事業を実施していきます。

記

- 1 応募資格 庄内地区にお住まいの20歳以上の方
- 2 募集人員 10名程度(応募多数の場合は抽選とします)
- 3 申込み先 応募申込書は庄内地区公民館にありますので、下記まで連絡ください。
- 4 応募締切 平成22年7月30日(金)
- 5 その他 ボランティアでの取り組みとなります
※会議は月1～2回程度で、主に平日の夜間(19時～21時頃)の開催となる見込みです。

庄内地区公民館 Tel 0986-37-0888

Fax 0986-37-2728

担当：大久保

【議案第6号】

城山公園管理委託について

今年度、協議会の事業として城山公園の管理受託を計画しています。今までの協議においても、地域の財産であり、文化財の拠点でもある城山公園を管理受託し、活動の起爆剤にしたいとの意見も出されたところです。地元委託にあたっては、地域に密着した公園づくりを目指して、設立総会書面審議後には、速やかに市（管轄：道路公園課）との委託契約を行います。また、受託作業による剰余金については十分協議していきます。

委託内容等について

- ① 委託場所：庄内街区公園（10,574 m²）・庄内城山生活環境保全林公園（37,010 m²）
- ② 業務内容：公園内の除草、年4回を予定
- ③ 中心になっていく部会（環境整備部会）・（地域づくり部会）
- ④ 作業受託収入 1, 166, 550円
- ⑤ 作業報酬支払い 900, 000円
- ⑥ 剰余金については各専門部会と調整し、事業を展開します。

書面審議用紙

庄内地区まちづくり協議会設立総会の議案について

住 所 _____

氏名 _____ TEL _____

次の議案について、該当する方に○印をご記入ください。

(1) 議案第1号 規約（案）について 【資料 P1～P9】

承認する・承認しない

(2) 議案第2号 役員選出（案）について 【資料 P10】

承認する・承認しない

(3) 議案第3号 平成22年度事業計画（案）について 【資料 P11】

承認する・承認しない

(4) 議案第4号 平成22年度収支予算（案）について 【資料 P12】

承認する・承認しない

(5) 議案第5号 委員公募について 【資料 P13～P14】

承認する・承認しない

(6) 議案第6号 城山公園管理委託について 【資料 P15】

承認する・承認しない

※ その他

ご質問等がありましたら、お書きください。

平成22年7月1日

関係 各位

庄内地区まちづくり協議会
会 長 釘村 美千也

「庄内地区まちづくり協議会」設立総会の議案承認について（通知）

梅雨の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、書面にて設立総会を議案審議にて実施させていただきました。

つきましては、下記のとおり構成員から回答をいただき、庄内地区まちづくり協議会規約第17条により、回答の過半数の承認をいただき議決しましたことを通知いたします。

なお、皆様方から頂きました質問については別紙のとおり回答します。

今後とも、「庄内地区まちづくり協議会」の運営に対しご理解、ご協力をお願いいたします。

記

○各議案の承認状況 【代議員数54名】

議案名	承認数	否決
議案第1号 規約（案）について	46	1
議案第2号 役員選出（案）について	46	1
議案第3号 平成22年度事業計画（案）について	45	2
議案第4号 平成22年度収支予算（案）について	44	3
議案第5号 委員公募について	46	1
議案第6号 城山公園管理委託について	44	3

連絡先

庄内地区公民館内 庄内地区まちづくり協議会

TEL 0986-37-0888

Fax 0986-37-2728

担当：大久保